

## 第2節 火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等

(第3条－第17条の3関係)

### 第1 火を使用する設備等の設置届の添付図書等

#### 1 火を使用する設備等の設置の届出の対象となる設備

火を使用する設備等の設置の届出の対象となる設備は、条例第44条の規定によるほか、その運用については、次によること。

- (1) ガス焚きの吸収式冷温水発生機のうち、冷暖房サイクルを使用し、温水又は冷水を送り出すものにあっては、条例第44条第2号に規定する「炉」として、又、暖房サイクルを使用し、本体内で熱交換して冷風又は温風を吹き出すものにあっては、条例第44条第4号に規定する「温風暖房機」として取り扱うこと。
- (2) 条例第44条第3号に規定する「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいうこと。
- (3) 条例第44条第3の2号に規定する「厨房設備」とは、同一厨房室内において使用される、こんろ、レンジ、オーブン、フライヤー、湯沸設備及びボイラー等をいい、各厨房設備の入力の合計が、熱源種別によることなく350 kW以上の場合に届出の対象となること。
- (4) 条例第44条第4号に規定する「温風暖房機」には、電気を熱源とするものも含まれること。又、本体の接続部から、風道の長さが2 m未満のものは、風道を使用しないものとして取り扱うことができること。
- (5) 条例第44条第5号に規定する「ボイラー」の届出の除外範囲は、同号かつこ書きによるほか、入力70 kW未満のものも含むものとして取り扱うこと。
- (6) 条例第44条第6号に規定する「乾燥設備」の届出の除外範囲は、同号かつこ書きによるほか、次に掲げる要件のうち、一つでも該当する場合にあっても届出を要しないこと。
  - ア 入力が、17 kW未満のもの
  - イ 乾燥物収容室の据付面積が、1 m<sup>2</sup>未満のもの
  - ウ 乾燥物収容室の内部容積が、1 m<sup>3</sup>未満のもの
- (7) 条例第44条第7号に規定する「サウナ設備」の届出の除外範囲は、同号かつこ書きによるほか、電気サウナバスを共同住宅の住戸部分に設置する場合にあっても届出を要しないこと。

## うるま市消防本部消防同意・消防用設備等設置審査基準

### 第1 火を使用する設備等の設置届の添付図書等

- (8) 条例第44条第12号に規定する「蓄電池設備」とは、設備の容量（定格容量と電槽数の積の合計）が4,800アンペアアワー・セル以上のものをいい、その容量の算定方法は、第6 雜則 第2 3 (9) を参照すること。
- (9) 条例第44条第13号に規定する「設備容量」の算定方法は、次によること。
- ア 一つのネオン管灯設備に設けたネオン変圧器の定格容量（ボルトアンペア）の和とする。
- イ 同一防火対象物に2以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一である場合は、一つのネオン管灯設備としてその容量を算出すること。

### 2 火を使用する設備等の設置届の添付図書等

- (1) 案内図、配置図、設備を設置する階の平面図、設備を設置する室の平面図、設備の配置図及び仕様書のほか、各設備に応じた条例上の規制内容に対する措置を明示した設計図書を添付すること。
- (2) 同一敷地内に複数の火を使用する設備等がある場合は、原則として、設備の種類ごとに届け出ること。ただし、前(1)による添付書類等が重複する場合で、うるま市火災予防条例施行規則（平成17年うるま市規則175号）様式第2号、様式第3号ごとの複数の設備については、この限りでない。なお、この場合にあっては届出設備の一覧表を添付させること。
- (3) 変電設備、発電設備又は蓄電池設備で、消防用設備等の非常電源に用いる場合にあっては、その旨を明示すること。